

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税1) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税1)
		② 上記以外の税目	(所得税:外)
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という。)の認定を受けた法人等が、認定した都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合、以下の課税の特例を受けることができる。</p> <p>(1) 特定建物等を取得等した場合の特別償却又は税額控除制度(オフィス減税)</p> <p>(2) 整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度(雇用促進税制)</p> <p>《要望の内容》</p> <p>企業の地方移転・地方拠点の強化を促進し、地方における雇用創出等を図るため、地方における企業拠点の強化を促進する税制措置(地方拠点強化税制)の適用期限を延長(2年間)する。また、女性・若者にとって魅力的な雇用の創出を強化する等の観点から、以下の拡充を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定業務施設の拡充 <ul style="list-style-type: none"> - 対象となる事務所の制約の撤廃(商業事業部門・サービス事業部門等の追加) - 他の特定業務施設と併せて整備する育児支援施設等の追加 ・雇用促進税制の適用期間の起算年度の見直し 等 <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十条の四の二、第十条の五、第四十二条の十一の三、第四十二条の十二 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第五条第四項第五号、第十七条の二 地方税法第二十三条第一項第四号、第七十二条の二十三第一項</p>	
5	担当部局	内閣府 地方創生推進事務局	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 平成27年10月2日(※)～令和8年3月31日 (※本税制関連の地域再生計画の初認定日)	
7	創設年度及び改正経緯	○平成27年度 ・創設 (1) オフィス減税の創設 (取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額	

			<p>に対する特別控除の創設)</p> <p>(2) (地方拠点強化税制における) 雇用促進税制の創設 (地域再生法の認定地域再生計画に基づく「整備計画」の認定事業者に対する特別控除を上乗せ措置として拡充)</p> <p>○平成 28 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡充 (雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度 (所得拡大促進税制) と重複適用を可能とする拡充) <p>○平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡充 (オフィス減税の減税率について、移転型事業は 7%、拡充型事業は 4% (平成 27、28 年度と同水準) に維持。雇用促進税制について、無期雇用かつフルタイムに対する控除額の上乗せ。等) <p>○平成 30 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期間の延長 (2 年間) ・拡充 (移転型事業に限り支援対象地域に近畿・中部圏中心部を追加。「整備計画」認定時の雇用者増加要件を 10 人 (中小 5 人) から 5 人 (中小 2 人) とする要件緩和。等) <p>○令和 2 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期間の延長 (2 年間) ・拡充 (雇用促進税制について、移転型事業の税額控除額を 3 年間で最大 150 万円から 170 万円に拡充、企業全体の給与総額の増加に関する要件を廃止。等) <p>○令和 4 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期間の延長 (2 年間) ・拡充 (情報サービス事業部門の追加、オフィス減税の対象となる地方拠点の整備期間を 2 年以内から 3 年以内に延長。等)
8	適用又は延長期間		令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>企業の事務所、研究所、研修所の東京 23 区から地方への全部又は一部移転や、地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用の創出等を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)第 1 条 「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生(以下「地域再生」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」 ・地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)第 5 条 「地域再生を図るための計画」に掲げる事項のひとつとして、企業の

			<p>地方拠点の強化に関する事業である「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」が位置づけられている。</p> <p>・デジタル田園都市国家構想総合戦略 (令和4年12月23日閣議決定) 「地方において雇用を創出し、地方への人の流れを生み出すため、地方拠点強化税制等について周知・広報を進めるとともに、地方公共団体や産業界等との連携を強化しつつ、サテライトオフィス等の整備や移住支援事業等の関係施策と合わせ、活用を促進することにより、企業にデジタル技術等も活用した本社機能の配置の見直し等の検討を促し、企業の地方移転等の更なる推進を図る。」</p> <p>・経済財政運営と改革の基本方針2023 (令和5年6月16日閣議決定) 「地方拠点強化税制を活用し企業の地方移転を促す。」</p>								
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進</p>								
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数 (2015～2024年度累計)：3万人※改訂前の目標 地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計(2015～2027年度累計)：4万人※現在の目標 ※本制度の分析対象期間(令和8年3月31日まで)を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、「13年間」の年限の11年目までに当たることを踏まえ、雇用創出数を(3,077人×11年間＝)「33,847人」とすることになると想定。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制の適用を受けるための前提条件として、都道府県知事から認定を受けた「整備計画」においては、令和5年6月末現在で、26,962人の雇用を地方で創出することが見込まれており、「企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。」という政策目的に対して、直接的かつ大きく貢献している。</p> <p>目標値の年度ごとの達成率は、下記「有効性等」のうち「④効果」に記載のとおり、多数の年度において100%以上の達成率を実現しており、順調に推移している。本制度の分析対象期間(令和8年3月31日まで)を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、「13年間」の年限の11年目までに当たることを踏まえ、雇用創出数を「33,847人」とすることになると想定される。上記のとおり、令和5年6月末現在で、26,962人の雇用を地方で創出することが見込まれていることから、既に目標値(分析対象期間ベース)の79.3%を達成していることになる。</p>								
10	有効性等	① 適用数	<p><適用件数> ○オフィス減税</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27 年度</td> <td>平成28 年度</td> <td>平成29 年度</td> <td>平成30 年度</td> <td>令和元 年度</td> <td>令和2 年度</td> <td>令和3 年度</td> </tr> </table>		平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度
	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度				

特別償却	2件	4件	7件	5件	13件	7件	7件
税額控除	2件	16件	24件	19件	27件	27件	19件
合計	4件	20件	31件	24件	40件	34件	26件
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
特別償却	4件	12件	8件	8件			
税額控除	21件	31件	24件	24件			
合計	25件	43件	32件	32件			

【出典】平成27～令和3年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、令和4年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。

※令和6年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和6年度税制改正要望における制度の拡充等による効果は、現状では見通しがないため踏まえていない。

○雇用促進税制

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
税額控除	7件	5件	7件	9件	7件	10件	4件
合計	7件	5件	7件	9件	7件	10件	4件

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
税額控除	7件	5件	5件	5件
合計	7件	5件	5件	5件

【出典】平成27～令和3年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」記載の適用件数のうち税額控除実施法人に係る基本控除の適用件数を記載（上乗せ件数は記載していない）、令和4年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。

※（移転型企業に係る上乗せ措置）

※令和6年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和6年度税制改正要望における制度の拡充等は、現状では見通しがないため踏まえていない。

② 適用額

○オフィス減税

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
損金 算入 額	300,897 千円	137,268 千円	280,514 千円	197,049 千円	517,799 千円	534,705 千円	358,604 千円
税額 控除 額	79,363 千円	1,550,067 千円	1,466,314 千円	680,278 千円	895,747 千円	730,522 千円	1,294,477 千円
合計	380,260 千円	1,687,335 千円	1,746,828 千円	877,327 千円	1,413,546 千円	1,265,227 千円	1,653,081 千円

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
損金 算入 額	379,264 千円	550,395 千円	429,421 千円	429,421 千円
税額 控除 額	416,768 千円	1,073,255 千円	928,167 千円	928,167 千円
合計	796,032 千円	1,623,650 千円	1,357,588 千円	1,357,588 千円

【出典】平成 27～令和3年度:「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、令和4年度以降:認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。

※令和6年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和6年度税制改正要望における制度の拡充等による効果は、現状では見通しがないため踏まえていない。

○雇用促進税制

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
税額 控除	3,778 千円	4,891 千円	49,090 千円	23,717 千円	51,396 千円	39,539 千円	3,036 千円
合計	3,778 千円	4,891 千円	49,090 千円	23,717 千円	51,396 千円	39,539 千円	3,036 千円

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
税額 控除	25,900 千円	25,400 千円	18,112 千円	18,112 千円
合計	25,900 千円	25,400 千円	18,112 千円	18,112 千円

【出典】平成 27～令和3年度:「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、令和4年度以降:認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。

※令和6年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和6年度税制改正要望における制度の拡充等による効果は、現状では見通しがないため踏まえていない。

③ 減収額

○オフィス減税

	特別償却・ 税額控除	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
国税 (法人税)	特別償却	69.8 百万円	31.8 百万円	65.1 百万円	45.7 百万円
	税額控除	79.3 百万円	1550.1 百万円	1466.3 百万円	680.3 百万円
地方税	-	27.8 百万円	14.1 百万円	27.0 百万円	20.3 百万円
法人 住民税	-	10.3 百万円	5.6 百万円	13.1 百万円	8.1 百万円
法人 事業税	-	17.5 百万円	8.5 百万円	13.9 百万円	12.2 百万円
計	-	177.0 百万円	1,596.0 百万円	1,558.4 百万円	746.3 百万円

	特別償却・ 税額控除	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
国税 (法人税)	特別償却	120.1 百万円	124.0 百万円	83.1 百万円	88.0 百万円
	税額控除	895.7 百万円	730.5 百万円	1294.5 百万円	416.8 百万円
地方税	-	47.1 百万円	38.2 百万円	34.3 百万円	41.3 百万円
法人 住民税	-	19.0 百万円	20.6 百万円	11.3 百万円	35.3 百万円
法人 事業税	-	28.1 百万円	17.6 百万円	23.0 百万円	6.0 百万円
計	-	1,063.0 百万円	892.8 百万円	1411.9 百万円	546.1 百万円

	特別償却・ 税額控除	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
国税 (法人税)	特別償却	127.7 百万円	99.6 百万円	99.6 百万円
	税額控除	1073.2 百万円	928.2 百万円	928.2 百万円
地方税	-	92.8 百万円	78.7 百万円	78.7 百万円
法人 住民税	-	84.1 百万円	71.9 百万円	71.9 百万円
法人 事業税	-	8.7 百万円	6.8 百万円	6.8 百万円
計	-	1,293.7 百万円	1,106.5 百万円	1,106.5 百万円

【出典等】平成27～令和3年度は、国税は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、地方税は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」をもとに記載。ただし特別償却については、法人税率を乗じて推計。

令和4年度以降は、国税は認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。地方税は「地方法人二税に係る減収額算定方法について(総務省)」に基づいて推計。
 ※令和6年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和6年度税制改正要望における制度の拡充等による効果は、現状では見通しがないため踏まえていない。

○雇用促進税制

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元 年度	令和 2年度
国税 (法人税)	3.8 百万円	4.9 百万円	49.1 百万円	23.7 百万円	51.4 百万円	39.5 百万円
地方税 (法人住民税)	0.2 百万円	0.2 百万円	2.0 百万円	1.0 百万円	1.9 百万円	0.6 百万円
計	3.9 百万円	5.1 百万円	51.1 百万円	24.7 百万円	53.3 百万円	40.2 百万円

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
国税 (法人税)	3.0 百万円	25.9 百万円	25.4 百万円	16.2 百万円	16.2 百万円
地方税 (法人住民税)	0.2 百万円	1.8 百万円	1.8 百万円	1.3 百万円	1.3 百万円
計	3.2 百万円	27.7 百万円	27.2 百万円	17.5 百万円	17.5 百万円

【出典等】国税は、平成27～令和3年度:「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、令和4年度以降:認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。

地方税は、令和元年度～令和3年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」をもとに記載し、令和4年度以降は、「地方法人二税に係る減収額算定方法について(総務省)」に基づいて推計。平成30年度以前は旧雇用促進税に係る適用実績が含まれていると見られるため、令和元年度～3年度の国税と地方税の比の平均値を国税に乗じて推計した値を記載。

優遇措置は税額控除のみであり、法人の所得に影響しないことから、法人事業税には影響を与えない。

※令和6年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和6年度税制改正要望における制度の拡充等による効果は、現状では見通しがないため踏まえていない。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》
 「地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計(2015～2027年度累計):4万人」という達成目標に対して、令和5年6月末現在で、26,962人の雇用を地方で創出することが見込まれており、すでに達成目標の6割以上を実現している。また本制度の分析対象期間終了までの暫定的な目標値(「33,847人」の雇用創出)を想定した場合、既に目標値(分析対象期間ベース)の約8割を達成していることになる。
 この雇用創出数は、「企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。」という政策目的に対して、直接的かつ大きく貢献するものである。

○所期の目標の達成状況、達成目標の変更理由

前回の政策評価時(令和3年度)においては、達成目標に「地域再生法に基づく認定を受けた「整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」(2015～2024年度累計):3万人」にしていた。しかし、令和4年にデジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定)を策定する際、令和4年10月末時点で25,055人の実績が挙がっており、目標達成が1年早まることが見込まれたため、目標達成年限を2024年から2027年に延長し、増加数も従前の達成目標よりももう一歩高くすべく、「地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計(前回達成目標から平易な表現に変更したが、内容変更は無い):4万人」に上方修正を行った。

加えて将来的な効果見込みとして、過去8年間において創出した雇用数の平均は3,000人を超過(約3,304人)している。同様のペースで進捗すれば、目標年限(13年間の目標値としても、分析対象期間をベースとした11年間の目標値としても、目標値達成のために必要な年度平均の雇用創出数は「3,077人」であることから)目標達成は十分期待できる。他方で、地方における人材採用の厳しさは根本的に変わっておらず、足下の状況を踏まえた制度の不断の見直しを引き続き図ることで、政策目的の達成を図るべきであると認識している。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

達成目標に掲げた「整備計画」は、企業が地方拠点強化税制において特定業務施設の整備にかかった建物取得価額等の租税特別措置の適用を受けるための前提条件として、都道府県知事から事前にその認定を受けることが義務付けられている。従って、達成目標の実現は本税制あってのものであり、「整備計画」において確実に雇用創出数を増やしていることは、本税制の直接的な効果であると言える。

それに加え、オフィスの新增設に係る設備投資が行われることで、建設業以外の様々な部門に経済的な波及効果を及ぼす。具体的には、平成27年度から令和5年度までになされたオフィス整備のための設備投資見込額に、非住宅建築の生産誘発係数を勘案して試算した結果、合計2,000億円を超える経済波及効果が見込まれる。

○設備投資に伴う経済波及効果

年度	設備投資に伴う経済波及効果
平成27年度	3,982百万円
平成28年度	39,618百万円
平成29年度	37,099百万円
平成30年度	17,649百万円
令和元年度	24,959百万円
令和2年度	21,196百万円
令和3年度	21,120百万円
令和4年度	10,805百万円
令和5年度	32,575百万円
合計	209,003百万円

※ オフィス減税の適用が見込まれる設備投資見込額(出典:租税特別措置(法人税関係)の利用状況調査)に、非住宅建築の生産誘発係数1.90495767444473(出典:平成27年建設部門分析用産業連関表)を乗じて算出。

<「整備計画」の認定状況等(令和5年6月末時点)>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	累計
認定整備計画数	77件	79件	71件	101件	76件	70件	69件	81件	10件	640件
認定整備計画における雇用創出数	4,421人	3,214人	2,793人	3,497人	1,349人	3,122人	5,880人	2,152人	410人	26,962人
目標値の達成率	143.7%	104.5%	90.8%	113.6%	43.8%	101.5%	191.1%	69.9%	13.3%	67.1%
雇用促進計画受付件数	25件	47件	62件	60件	44件	55件	52件	54件	33件	432件

【出典等】令和5年度に関して、認定整備計画数は令和5年5月15日までに都道府県から報告があったもの、雇用促進計画受付件数は令和5年8月1日までに労働局から報告のあったもの。

※目標値の達成率は、上記「13年間」で雇用創出数を「4万人」とする目標値を1年ごとに単純に割り振り、年間の目標値を雇用創出数「3,077人」として試算。

※本制度の分析対象期間(令和8年3月31日まで)を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、「13年間」の年限の11年目までに当たることを踏まえ、雇用創出数を(3,077人×11年間)「33,847人」とすることになると想定。

※令和3年度の達成目標は「10年間」で雇用創出数を「3万人」、年間の目標値は「3,000人」だった。しかし、それよりももう一歩高い達成目標である4万人、年間の目標値は「3,077人」とし、従来よりも年間77人増の達成目標に変更した。

《適用件数・適用額に関する留意事項》

「整備計画」の認定を受けた企業のうち、実際に整備事業を進めていく過程で、企業内の事情変更や財務状況(利益法人でなくなる)等の各種要因により本税制の適用要件を満たすことが困難となり、利用を断念した事例が「整備計画」の認定を受けた企業による実績報告にも見られる。これが、「整備計画」の認定実績と比較して、本税制の適用件数や適用額が少ない要因の一つと考えられる。

また、企業の移転・拡充に際しては、検討開始から立地場所の選定や社内合意など、「整備計画」の認定以前に一定の期間を要することが見込まれる。加えて「整備計画」の認定後も、建物等の取得や新規雇用者の採用等に時間がかかること、また建物等の供用が開始されたのち実際に税制の適用を受けるためには当該事業会計年度終了時まで待つ必要があることなどから、税制の適用に当たっても一定の期間を要する。こうした時間的なずれが必然的に生じることについても、念頭に置く必要がある。

なお、政策評価の観点から、本税制(特に雇用促進税制)の適用実

		<p>績件数及び将来の適用見込み件数が僅少ではないか、との指摘があるが、重要なことは税制の活用増加自体を目的化することではなく、政策的な目標である「地方における雇用創出」にいかに関与するか、であると考えている。つまり、本税制が企業にとっての地方移転等のインセンティブとなることで企業が地方移転を決定し、実行した結果として、諸々の要因(上記のように、結果的に決算が赤字であった、一部要件を満たせなかった、等)により税制自体は活用できなかったとしても、本税制を呼び水として、「企業が地方において、実際に雇用を創出している」という事実には違いない。実際に、上記で説明したとおり、既に目標値の8割以上を達成するなど、本税制は順調な成果を挙げている。従って、適用実績及び見込み件数の数値が低いからといって、必ずしも政策目的の達成に効果を挙げていないわけではない(むしろ、少ない出費(=減収額)でもって、大きな政策効果を発揮している)と認識している。</p> <p>財務省の適用実態調査における「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除」の令和3年度における上位10社の適用額合計の割合は95.7%である。この原因としては、財務省の法人税関係特別措置別高額適用額(単体法人・連結法人合計)によれば、第1順位～第3順位の適用額が第4順位の適用額の約4倍以上となっており、特に金額が大きくなっていることが挙げられる。</p> <p>本税制は企業規模に制限を設けておらず、幅広い規模、業種の企業が税制適用を受けることができる。このため、「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除」は、大型案件が出ると法人税額の適用金額が上がってしまうが、雇用創出効果も相対的には大きい。</p> <p>また、「適用実態調査」の「主な適用業種及び業種別割合」からも、業種に偏りが無いことが確認でき、特定の企業のみには裨益しているわけではない。(なお、今後は適用企業へのアンケート調査等を都道府県経由で実施し、偏りの原因を把握する予定である。)</p> <p>これらの適用実態を踏まえ、目標達成のために最低限必要な雇用創出数(年度平均で3,000人)をクリアしていることから、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であったと認識している。</p> <p>※財務省 法人関係特別措置別高額適用額(単体法人・連結法人合計)</p> <p>第1順位 430,836 千円(単体ベース) 第2順位 323,842 千円(連結ベース) 第3順位 253,786 千円(連結ベース) 第4順位 64,146 千円(連結ベース) 第5順位 38,535 千円(単体ベース)</p>
	<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>本税制を適用した企業が地方に移転し、同地で経済活動を行うことで、その収益は、税収というかたちで地方公共団体に直接還元される。また企業が同地において新規雇用を拡大させる、あるいは転勤に伴い他地域からの家族ぐるみの移住をもたらすことで、同地の人口流出に歯止めをかけ、さらに住民の消費活動により同地の経済が活発化するという好循環を生み出す。このように、経済・雇用の両面において、地方公共団体は本税制の効果に直接裨益することとなる。</p> <p>さらに、上記のオフィス整備に係る経済波及効果 209,003 百万円を</p>

			<p>鑑みると、経済的に見ても、税収減を大きく上回る効果を挙げている。</p> <p>これらの効果を総合的に勘案して、本税制の税収減を是認することは妥当であると考えられる。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>地域再生法は「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」ことを目的としている。</p> <p>本税制が対象とする企業の地方移転等は、都道府県が策定し国が認定する「地域再生計画」に基づいて企業が作成し、都道府県知事が認定する「整備計画」に基づくものである。</p> <p>したがって、本税制が無差別に適用されることはなく、当該「整備計画」に基づく企業の地方移転等を国が支援することは、地域再生法の目的に照らしても整合的かつ妥当である。</p> <p>また、租税特別措置による支援は、採択時期や予算額によって支援対象が制限される補助金による支援に比べると、より公平な支援措置である。</p> <p>加えて、本税制の政策目的である「地方において雇用を創出する」という観点では、もちろん補助金によって企業行動を促進することも効果的であると考えられるが、上記のとおり、補助金には必ず予算枠の制限があり、全く同じ条件のもとで同数の雇用を創出する予定の企業であっても、予算の執行状況によっては適用の有無が分かれる可能性があり、企業にとって十分なインセンティブとならない(補助金の枠がなくなれば、インセンティブとして機能し得ない)。その点、税制優遇措置であれば、一定期間内に、同じ要件を満たしさえすれば、どの企業であっても適用を受けることが可能である。こうした観点から、企業に対して地方移転・地方における雇用創出のインセンティブを高める上では、税制優遇措置の方が補助金よりも効果が高いと考えられる。また、地方に雇用が創出されるのであれば、特に企業の規模・業種・業態等を制限する必然性がない。予算枠の制限から、企業の規模・業種・業態等を制限・特化する必要性のある補助金と異なり、税制優遇措置であれば広く様々な規模・業種・業態の企業を対象とすることができるという点でも、税制優遇措置によることが適切かつ効果的であると考えられる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>企業の地方移転・地方拠点の強化を推進するため、本税制のほかにも活用可能な支援制度として、「債務保証制度」、「融資制度」、「地方税に対する減収補填」がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務保証制度は、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において、認定事業者が特定業務施設を整備するために必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務の保証を(独)中小企業基盤整備機構が行うもの。 ・ 融資制度は、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において、認定事業者(中小企業者)の設備・運転に必要な資金の長期かつ固定金利での融資を(株)日本政策金融公庫が行うもの。 ・ 地方税に対する減収補填は、財政力指数が一定未滿の地方公共団体であっても、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において認定事業者が整備した特定業務施設に係る地方税(事業税、固定資産税、不動産取得税)について、他の地方公共団体並に課税免除又は不均一課

			税の措置が講じられるよう、その減収額の一部を補填するもの。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制は、企業の地方移転・地方拠点の強化を促進することにより、地方において雇用を創出することを目的としている。</p> <p>本税制を適用した企業が地方に移転し、同地で経済活動を行うことで、その収益は、税収というかたちで地方公共団体に直接還元される。また企業が同地において新規雇用を拡大させる、あるいは転勤に伴い他地域からの家族ぐるみの移住をもたらすことで、同地の人口流出に歯止めをかけ、さらに住民の消費活動により同地の経済が活発化するという好循環を生み出す。</p> <p>このように、経済・雇用の両面において、地方公共団体は本税制の効果に直接裨益することとなるため、協力する相当性がある。</p> <p>なお、多数の地方公共団体及び団体(全国知事会等)より、令和6年度税制改正要望に向けて本税制の延長及び拡充に関する提言を受け取っていることから、本税制は多くの地方公共団体にとって望ましいものであることが証明される。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月(R3 内閣 01-1、R3 内閣 01-2)